

## ●第1回委員会における検討委員からの主な意見(平成25年3月17日開催)

### ＜多重防御と海岸林の役割＞

- ・ 多重防御の考え方の中で、海岸林が果たすべき役割の位置づけを明らかにし、どの程度の機能強化が必要になるのか示す必要がある。

### ＜必要林帯幅の考え方＞

- ・ 林帯幅は200mあれば良いのではなく、少なくとも200mくらい欲しいという意味。
- ・ 津波以外の防潮の観点からも、林帯幅は必要である。

### ＜盛土の必要性＞

- ・ 地下水位や根系の発達から考えて、盛土は必ず必要。
- ・ 比高が小さい箇所にも残存林帯があることを考慮すると、盛土の必要厚さについてはもう少し詰めた検討が必要ではないか。
- ・ 地下水位が比較的高い場所でも根返りしなかった事例もあるが、海側の砂丘地形の区域と比べると圧倒的に根返り被害の割合が高いことに着目した対策が必要。
- ・ 樹木が根返りを起こすような場所には植栽しないという選択もあるのではないか。
- ・ 人が土を持ち込むことは宅地造成などの開発に近い行為であり、大面積に盛土することは生態系に与える影響が大きく好ましくない。
- ・ 林帯の被災状況を見ると貞山堀よりも海側の砂丘部には盛土しないことを検討して頂きたい。

### ＜生物多様性配慮の基本的考え方＞

- ・ 生物多様性配慮ゾーンという大きなゾーニング設定箇所について、きちんと調査をして配慮の行き届いた森林復旧対策をつくることが重要。
- ・ 未着手箇所の中で生物多様性に配慮することが可能なのは仙台地区だけなのが実態であることから、仙台地区での生物多様性配慮についての検討は重要である。
- ・ 防災機能と生態系サービスのバランスをどのように取るのかを、もう少し検討する必要がある。
- ・ 希少種だけの議論でなく、海岸という立地環境を含めた生態系として保全することが重要で、生態学的にも理にかなっている。どのような立地環境にどのような希少種が存在するのかを基本に考えるべき。
- ・ スポット的に存在する希少生物の保全を考えると、それがどのような土地条件に存在するかという単位性あるいはユニット性を考慮する必要がある。また、全体を同じ取り扱いにするようなことではなく、きめ細かなパッチ状の対応になると考えられる。

### ＜エリア区分＞

- ・ 災害で失った防災機能を回復する中で、林帯幅200mというガイドラインでゾーニングすることはいたしかたない。
- ・ エリア区分をする前に生物多様性に関する調査をする必要がある。
- ・ 生物多様性配慮を行うゾーンを林帯幅だけで決めることは好ましくない。自然環境の中の何を残すべきかの議論をきちんと行い、エリア区分のところから見直して欲しい。
- ・ 自然環境保全エリアは立地環境の関係性やユニット性を考慮すると、もっと広い範囲を対象にするべきである。

## ＜防災機能優先ゾーンの取り扱い＞

- ・ 検討フローは事務局案のまま生かすが、防災機能優先ゾーンに関しては工事のやり方で配慮もあり得ることから、次回委員会に事務局から配慮方法案を提示し、この検討委員会で引き続き検討する。(座長とりまとめ)
- ・ 防災機能優先ゾーンについても未着工部分については事前の自然環境調査を入れたい。
- ・ 防災機能優先ゾーンについても、個別の検討と議論は必要。

## ＜調査手法＞

- ・ 植物調査では群落区分図のほかには植生調査を実施するとともに、立地環境調査を加えたほうが良い。また被災後の植生改変に関しては、環境省で調査を実施しているので、それを活用すると効率的である。
- ・ オオタカについては国土交通省と環境省が個別に調査を実施しているので、それらとのすりあわせをすること。
- ・ オオタカは行動区域をきちんと調べる必要がある。また、対策として施工時期の配慮だけでは不十分である。
- ・ 希少動植物の抽出は、宮城県のレッドリストが間もなく改訂されるので改訂時点で切り替えること。ただし、新リストにしても震災前のデータなので、地元からの情報提供を活用するようにすること。さらに、環境省レッドデータも含めて検討願いたい。
- ・ 事後モニタリングで配慮対策の実効性の検証を行い、事業期間内によりよい対策がとれるようにしたい。
- ・ 現段階では現況自然環境の把握が十分ではないので、調査方法は柔軟に考え、必要なものは調査内容に加えるとよい。

## ＜個別工法＞

- ・ 盛土の骨格には山砂を使うことはいたしかたないとして、表層などの重要な部分には海岸の砂を盛土するような配慮があっても良いのではないかと。
- ・ マツの苗木は抵抗性種苗を使うことを考えるが、普通苗を使う場合もあり得る。どちらにしても、松くい虫被害に対する対策は被害メカニズムに関する知見で対応する。(座長とりまとめ)

## ＜その他＞

- ・ 今回の検討会資料で示された注目種の中には、対象区域外に分布する種が多く含まれている。正しいデータのもとでの検討をしたいので、今後はこのようなことがないように。

## ＜オブザーバの意見＞

- ・ 保安林機能の回復と生物多様性への配慮の両方を両立しながらも、極力早く元の保安林機能を確保していただきたい。
- ・ 海岸防災林を含め、多重防御の防災機能が確保されないと人が戻ることが出来ない。市民の戻りたいという思いを改めて配慮の上での議論をお願いしたい。また、元の海岸公園の復旧の観点から海岸防災林に対する期待も大きなものがある。
- ・ 閑上地区等では現地再生の方向性がうたわれており、その点も議論の観点として頂きたい。また、沿岸部の一部では既に人が住んでいる箇所もあり、今の安全が求められていることから、時間の余裕がない中での事業であることを考慮して頂きたい。